(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
都留市田原一丁目五四四番から同市田野倉字下芦出一五一八番まで	前	ＢＡ　七・〇〇～二八・〇〇メートル	六・〇〇〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・〇〇～二八・〇〇メートル 一一・〇〇～九八・八五メートル	五・六三四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号	都留市玉川字立道二〇五番一から同市井倉字美通二七二番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十七日

○関東地方整備局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十六号鎌ケ谷都市計画道路事業七・六・一号富岡一号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十七号鎌ケ谷都市計画道路事業八・七・一号富岡二号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十八号鎌ケ谷都市計画道路事業七・七・二号初富線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十九号鎌ケ谷都市計画道路事業七・七・三号北初富線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第五十五号鎌ケ谷都市計画都市高速鉄道事業第二号線

三　事業施行期間　自平成十四年三月四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第九号小田原都市計画道路事業三・三・二号穴部国府津線

三　事業施行期間　自平成十一年一月四日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし